

サポートニュース

第21号

平成17年7月1日

社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会
新潟県地域福祉権利擁護センター

最近の権利擁護をめぐる動向

リフォーム詐欺など、高齢者、障害者が悪質商法の被害に遭うケースが後を絶ちません。各新聞で多く報道されていますのでご紹介いたします。

高齢者、障害者に対する消費者被害

埼玉県に住む認知症高齢者の姉妹をめぐる消費者被害の問題が5月に報道されたことは記憶に新しいと思います。二人住まいの認知症高齢者姉妹が、訪問リフォーム業者に約5,000万円分の工事を繰り返され全財産を失い、自宅を競売にかけられたという事件です。これに対し、富士見市が業者や提携先の信販会社に代金返還や解約を申し入れ、市町村長による成年後見人の申し立てを行いました。業者からは当初は返金に即答できないという対応でしたが、債権の全額放棄を申し出たいなど、一転返金の動きを見せてきています。しかし、領収書を整理している消費生活相談員は、チラシの裏に領収書を書いた業者が行方不明になるなど、被害の全額を確定することは困難で、どれだけ回収できるかわからないと話しています。



返金は市では受け取れないため、判断は2、3ヶ月後に選任される後見人に委ねられるということです。

◇高齢者が被害に遭いやすい主な販売方法◇ (国民生活センターなどによる)

SF商法(催眠商法)

閉め切った会場で日用品などを無料で配った後、高額な商品売りつける

点検商法

「点検に来た」と来訪し、不安をあおることを言って新品や別の商品などを契約させる
次々販売

1人に次々と契約させる。顧客情報を回しあい、複数の事業者が勧誘することも多い
販売目的隠匿

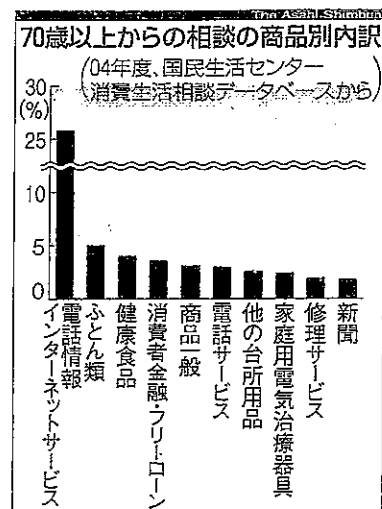
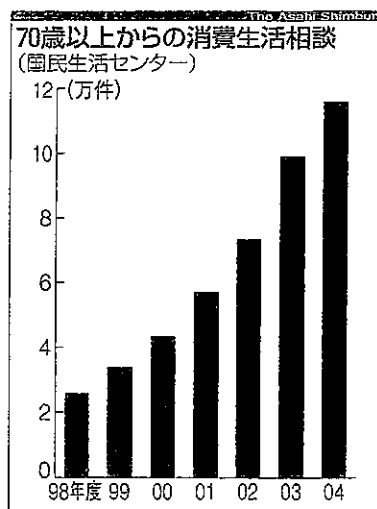
販売であることを意図的に隠して近づき、不意打ち的に消費者に契約させる

無料商法

「無料サービス」「無料体験」などをうたって人を集め、高額な商品売りつける

姉妹は今も事態を理解できていませんが、報道後は、年金目当てに自宅に集金に来ていた業者も現れなくなったということです。なぜこのようなことになったのか。関係者によると「業者間で顧客名簿が転売されているのではないか」「姉妹には親類や近所つきあいがほとんどなく、介護保険などの公的サービスを利用していなかったことも大きい。知人のよると二人は他人に頼まないという思いが強く、周囲が認知症を把握できなかった」と話しています。(5月12日の毎日新聞より)

新潟県消費生活センターが発行する報告書「センターレポート」では、平成 16 年度の新潟県内の相談件数は 17,400 件と平成 15 年度に比べて 2,940 件の増加となりました。60 歳以上の高齢者の相談も 121 件で高齢者 70 歳以上の相談 753 件のうち、訪問販売が 378 件と約半数を占めています。



このような全国や新潟県での消費者被害の増加に対し、新潟県において不当な通信販売や訪問販売などから消費者を保護するため、県消費生活条例の改正案を 6 月議会に提出するなどの動きがあります。

成年後見制度

手続き緩和の方向へ

6月4日の読売新聞では、厚生労働省は3日、市町村長が身寄りのない高齢者に成年後見制度に基づく後見人を申し立てる場合の要件を大幅に緩和することを決めたと報じています。成年後見制度で後見人がついていれば、たとえ本人が悪質な業者と不利益な契約を結んだ場合でも、取り消すことなどが可能になります。制度の利用は本人、配偶者、4親等以内の親族が申し立てる例が多いですが、前ページで紹介した埼玉県の高齢者の例のように一人暮らしなど身近に身寄りがない高齢者について、市町村長が家庭裁判所に審判の請求を申し立てることが可能とされています。

しかし、厚生労働省はこれまで、市町村長が申し立てを行う場合は親族に代わって申し立てることの承諾を得るために「4親等以内の親族の有無の確認」を条件としていました。おひやめいの子供、いとこ、ひ孫の子供まで対象となるため、対象が100人を超えてしまう例も少なくありません。

このようなことや全員の戸籍謄本を取り寄せるなどの事務が煩雑なため、市町村長による申し立ては成年後見制度全体の実利用者の約2.5%にとどまっています。厚労省は総務省などと協議した上で今夏までに確認の対象を2親等までとする通知を出す方針です。これによって両親、配偶者、祖父母、兄弟、孫などに範囲が狭まり確認が10人台程度で済むようになり、従来は2ヶ月以上かかった確認作業が1ヶ月以下になるのではないかと、市町村職員の期待も大きいようです。

窓口を全市町村に設置

成年後見制度の窓口が2006年4月から全国の市町村に置かれることになりました。高齢者やその家族が来訪すれば、制度について説明してくれたり、手続きの相談に乗ってくれることになります。

窓口は、改正介護保険法の成立に伴って各市町村に新設される「地域包括支援センター」になります。センターに最低一人は置かれる社会福祉士を中心に、各自治体や弁護士会などと連携し、相談の受付や手続き方法の助言をします。

支援センターは介護予防などのケアマネジメントや介護相談、高齢者虐待の通報など、各地域に住むお年寄りの介護や人権擁護に関する総合的な窓口になります。高齢者やその家族が多く来訪すると予想されるため、センター業務に成年後見制度の広報と相談を明確に位置づけることで、来訪者に制度を身近に感じてもらうことにしたということです。

(6月27日の朝日新聞より)

権利擁護事業において不適正な事例がありました

昨年度、全国の複数の基幹的社協において、利用者からの預かり金の着服・紛失といった不適切な事例がみられました。

ある基幹的社協では元職員が利用者3人の預貯金計約 1,770 万円を着服しました。もうひとつの社協においては社協金庫に利用者の現金を一時保管し、紛失したなどの不適正な事件が起きました。

利用者は認知症が進んだため、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度へ移行し、成年後見人が不審な取引を発見しました。

この事件では専門員だった社協職員が生活支援員の仕事も兼務していたため、不正がなかなか発覚しなかったそうです。また、社協内での上司による取引記録などのチェックも不十分でした。

着服事件は極端な例だとしても、管理体制の整備は他の社協にも改めて確認が必要な共通する課題です。

生活支援員のみなさんも日頃の活動において不明な点や不安な点があれば、お気軽にご連絡ください。

新潟県地域福祉権利擁護事業対象者別実利用者数（平成17年5月末日）

対象者	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	合計
実利用者	195	55	77	327

生活支援員登録・実働状況（平成17年5月末日）

	新潟市	長岡市	上越市	三条市	新発田市	佐渡市	魚沼市	合計
登録者数	54	60	69	55	56	31	43	368
実働数	34	41	33	30	16	12	25	191



新潟県地域福祉権利擁護事業 市町村別利用状況

(平成11年10月1日～平成17年5月末日)

※利用者の住所(契約時)に基づき、基幹的社協の担当区域別に掲載しています。

(単位:人)

区分 社協名	相談 継続	実利 用者	解約	相談 終了	計
新発田市	6	7	6		19
村上市	1	1	1		3
阿賀野市		1		4	5
聖籠町					0
加治川村		2			2
紫雲寺町		1	1		2
中条町	1	3			4
阿賀町		3	3		6
黒川村					0
関川村					0
荒川町		2			2
神林村	1	2		1	4
朝日村		1			1
山北町					0
粟島浦村					0
計	9	23	11	5	48
新潟市	5	54	35	33	127
巻町		2	2		4
計	5	56	37	33	131
三条市	6	15	6	9	36
加茂市	1	4	1		6
見附市		3	1	1	5
燕市	2	7		2	11
五泉市	1	3	5	1	10
村松町				1	1
弥彦村	1	3	2		6
分水町		1	1	1	3
吉田町	4	3	5	1	13
田上町					0
計	15	39	21	16	91

区分 社協名	相談 継続	実利 用者	解約	相談 終了	計
長岡市	1	43	18	29	91
柏崎市	1	15	1	5	22
栃尾市	2	4	3	2	11
与板町		1		1	2
和島村			1		1
出雲崎町		4	1	2	7
寺泊町		1	1	1	3
刈羽村					0
計	4	68	25	40	137
魚沼市	2	28	44	6	80
小千谷市	3	3	7	2	15
十日町市	3	12	13	8	36
南魚沼市		4	5		9
川口町		1	1		2
湯沢町		1	3	1	5
塩沢町				2	2
津南町		5	11		16
計	8	54	84	19	165
上越市	6	51	16	40	113
糸魚川市	1	5	2	3	11
新井市	1	3	1	2	7
計	8	59	19	45	131
佐渡市	5	28	26	6	65
計	5	28	26	6	65
合計	54	327	223	164	768

相談継続…契約に向け専門員が
対応している人数。

相談終了…契約に至らず、専門員に
よる対応を終えた人数。

実利用者…契約を締結し、
実際に利用している人数。

解約…契約締結後、解約した人数。



地域福祉権利擁護事業
生活支援員だより
サポートニュース

新潟県地域福祉権利擁護センター(新潟県社会福祉協議会内)
〒950-8575 新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階
電話: 025-281-5584 E-mail: kenriyugo@fukushiniigata.or.jp
FAX: 025-281-5529 http://www.fukushiniigata.or.jp/group/support/